

令和2年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
を充てた社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税および地方消費税が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障に必要な経費に充てるものとされています。

女川町における令和2年度に交付される社会保障財源化分の地方消費税交付金の用途については、以下のとおりです。

< 歳入 >

地方消費税交付金（社会保障財源分） 74,000千円

< 歳出 >

上記交付金が充てられた社会保障施策に要する経費 2,093,040千円

（内訳）

（単位：千円）

区分	費目	経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国・県 支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉費	256,326	118,207		4,046	8,626	125,447
	老人福祉費	153,195	715		3,487	9,586	139,407
	児童福祉費	987,285	448,707		12,023	26,944	499,611
社会保険	国民健康保険 特別会計繰出金	85,267	34,679			3,255	47,333
	後期高齢者医療 特別会計繰出金	27,529	17,779			627	9,123
	介護保険 特別会計繰出金	139,832	4,675			8,696	126,461
衛生健	保健衛生費	443,606	140,066		50,698	16,266	236,576
合計		2,093,040	764,828		70,254	74,000	1,183,958

※地方消費税交付金（社会保障財源分）については、一般財源の比率により按分しています。